

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-75 側方反射器</b></p> <p><b>7-75-1 装備要件</b></p> <p>次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 長さが6mを超える普通自動車</li> <li>② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車</li> <li>③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車</li> <li>④ ポール・トレーラ</li> </ol> <p><b>7-75-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第48条第3項関係、細目告示第126条第5項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯(その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 この場合において、その反射部の大きさが10cm<sup>2</sup>以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。</li> <li>② 側方反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。</li> <li>③ 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。 ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部雾灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器(被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。)と構造上一体となっているものにあつては、赤色であってもよい。</li> <li>④ 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。</li> </ol> <p>(2) 次に掲げる側方反射器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第126条第6項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器</li> <li>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器</li> <li>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器</li> </ol> <p><b>7-75-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第48条第4項関係、細目告示第126条第7項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に</li> </ol>	<p><b>8-75 側方反射器</b></p> <p><b>8-75-1 装備要件</b></p> <p>次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 長さが6mを超える普通自動車</li> <li>② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車</li> <li>③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車</li> <li>④ ポール・トレーラ</li> </ol> <p><b>8-75-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第204条第5項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。 ただし、後部に備える側方反射器であつて、尾灯、後部上側端灯、後部雾灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器(被牽引自動車に備える後部反射器であつてその形が三角形であるものを除く。)と構造上一体となっているものにあつては、赤色であってもよい。</li> <li>② 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。</li> </ol> <p>(2) 側方反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第204条第6項関係)</p> <p><b>8-75-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第204条第7項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に</li> </ol>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（側方反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-75-2(1)①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、その反射部の間隔が3,000mm以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方反射器の反射部の間隔が3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる4,000mm以内の位置）となるよう取付けられていること。</p> <p>⑤ 長さ6mを超える自動車（⑨に規定する自動車を除く。）に備える側方反射器は、少なくとも左右それぞれ1個の側方反射器が、その反射部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その反射部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 長さ6mを超える自動車（⑨に規定する自動車を除く。）に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付ける</p>	<p>備える側方反射器は、その反射部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p>

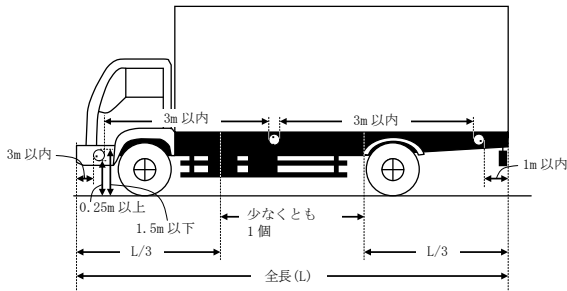
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査  
(改造等による変更のない使用過程車)

ことができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置) となるように取付けられていること。

- ⑦ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車を除く。) に備える側方反射器のうち最後部に取付けられたものの反射部の最後縁は、自動車の後端から 1,000mm 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から 1,000mm 以内を取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置) となるように取付けられていること。

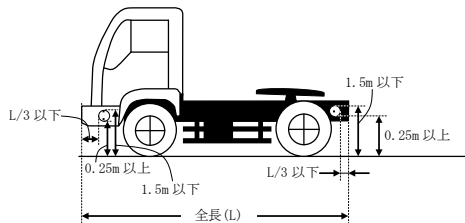
長さが 6m を超える自動車  
(参考図)



(編注：前後の側方反射器の内側が基点となる。)

- ⑧ 長さが 6m 以下の自動車の両側面に備える側方反射器は、前部に備える場合にあつてはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内 (除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方反射器であつて、その自動車の構造上自動車の前端から 3 分の 1 以内を取付けることができないものは、取付けることができる自動車の前端に近い位置) となるように、また、後部に備える場合にあつてはその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から 3 分の 1 以内を取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置) となるように前部又は後部に取付けられていること。

長さが 6m 以下の自動車  
(参考図)



- ⑨ 長さが 6m を超え 7m 以下の自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車に限る。) の両側面に備える側方反射器は、前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が 3,000mm 以内となるように、かつ、後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内となるように前部及び後部に取付けられなければならない

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>い。</p> <p>⑩ その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑪ 側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-75-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる側方反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第126条第8項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器</p>	<p>② 側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-75-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 側方反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第204条第8項関係)</p> <p><b>8-75-4 適用関係の整理</b> 7-75-4の規定を適用する。</p>
<p><b>7-75-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、7-75-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第35条第2項第1号関係)</p> <p>(2) 昭和50年11月30日以前に製作されたポール・トレーラについては、7-75-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第35条第5項関係)</p> <p>(3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-75-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係)</p> <p><b>7-75-5 従前規定の適用①</b> 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第2項第1号関係)</p> <p><b>7-75-5-1 装備要件</b> なし。</p> <p><b>7-75-5-2 性能要件</b> なし。</p> <p><b>7-75-5-3 取付要件</b> なし。</p> <p><b>7-75-6 従前規定の適用②</b> 昭和50年11月30日以前に製作されたポール・トレーラについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第5項関係)</p> <p><b>7-75-6-1 装備要件</b> ポール・トレーラの両側面には、7-75-6-2 及び7-75-6-3 の基準に適合する側方反射器を備えなければならない。</p> <p><b>7-75-6-2 性能要件</b></p> <p>(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 側方反射器は、夜間側方150m (昭和48年11月30日以前に製作されたポール・トレーラにあつては、100m) の距離から走行用前照灯 (その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。) で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>② 次の各号に掲げる側方反射器は、①の基準に適合するものとする。 この場合において、反射部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア 反射部の大きさ (車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。) が10cm<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>を有するもの</p> <p>エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>③ 側方反射器による反射光の色は、橙色又は赤色であること。</p> <p>(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p><b>7-75-6-3 取付要件</b></p> <p>(1) 側方反射器の取付位置は、地上2,000mm以下であること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-75-7 従前規定の適用③</b></p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係)</p> <p><b>7-75-7-1 装備要件</b></p> <p>次の①から⑤までに掲げる自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)の両側面には、当該①から⑤までに掲げる部分に側方灯又は側方反射器を備えなければならない。</p> <p>① 長さ9m以上の普通自動車 前部、中央部及び後部</p> <p>② 長さ6m以上9m未満の普通自動車 前部及び後部</p> <p>③ 長さ6m未満の普通自動車である牽引自動車 前部</p> <p>④ 長さ6m未満の普通自動車である被牽引自動車 後部</p> <p>⑤ ポール・トレーラ 後部</p> <p><b>7-75-7-2 性能要件</b></p> <p>(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯(その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>② 次に掲げる側方反射器は、①の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、反射部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア 反射部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10cm<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>③ 側方反射器の反射部は、三角形以外の形であること。</p> <p>④ 側方反射器による反射光の色は、橙色又は赤色であること。</p> <p>(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p><b>7-75-7-3 取付要件</b></p> <p>(1) 側方反射器は、7-75-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 側方反射器による反射光の色は、前部又は中央部に備えるものにあつては橙色、後部に備えるものにあつては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはその全てが同一であること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 長さ6m未満の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の後端から当該自動車の3分の1以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 前部に備える側方反射器の反射部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 長さ6m以上の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から1,000mm以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から1,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取付けられているこ</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査  
(改造等による変更のない使用過程車)

と。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。